

居住衛生設備規則

規則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 89 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 89 号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期*

-6.を次のように改める。

-6. 臨時検査

臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外で次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

- (1) 船舶に固定して施設される居住衛生設備に係る改造又は修理を行うとき。
- (2) 本規則に定める要件のうち，遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。
- (3) その他検査を行う必要があるとき。

附 則

1. この規則は，2019 年 12 月 27 日から施行する。

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 57 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 57 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.を-3.に改め、-2.として次の 1 項を加える。

-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，**鋼船規則 B 編**に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。

-2. 規則 2 編 1.1.3-6.にいう，「本会が適当と認める検査方法」とは，通常 of 検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

~~-3.~~ (省略)

附 則

1. この達は，2019 年 12 月 27 日から施行する。